

平成 29 年度春の政策協議〔個別協議〕 事業マネジメントシート及び補足資料

4 月 24 日【環境生活部】

進展度・県民指標の達成状況から特に協議が必要と判断した施策

| | 施策名 | 頁 |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 142 交通事故ゼロ、飲酒運転 0（ゼロ）をめざす 安全なまちづくり | P1 |

施策推進において重要な課題がある取組や県民の関心の高い取組

| | 協議項目名 | 頁 |
|---|---|----|
| 2 | ダイバーシティ社会推進の取組について 〔 212 あらゆる分野における女性活躍の推進〕 〔 213 多文化共生社会づくり〕 | P7 |

施策142

交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|---|------|---|
| 進展度 * | B | 判断理由 | 県民指標（交通事故死者数）は0.75と達成には至らなかったが、平成28年11月の非常事態宣言発令後の死者数を対前年同期比で4割以上減少させ、平成29年に入っても減少傾向が顕著となっています。また、交通死亡事故につながる人身事故を着実に減少させて、同死傷者数を11年連続で過去最少に、さらに飲酒運転事故件数も過去最少に抑えたことなどから、ある程度進んだと判断しました。 |
|----------|---|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-----------------------|--|---------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 交通事故死者数 | 87人 | 75人以下 100人 | 0.75 | 70人以下 | | 60人以下 |
| 目標項目の説明と平成29年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 交通事故発生から24時間以内の死者数 | | | | | |
| 29年度目標値の考え方 | 「第10次三重県交通安全計画」（平成28年度～平成32年度）をふまえ、平成31年60人以下の目標をめざし、平成29年は70人以下に設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---|--------------------|--|----------------|------------|--------------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部） | 交通事故死傷者数 | 9,604人 | 9,100人以下 8,258人 | 1.00 |
| | 高齢者交通事故死者数 | 52人 | 38人以下 52人 | 0.73 | 35人以下 | 30人以下 |
| 14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部） | 飲酒運転事故件数 | 44件 | 38件以下 36件 | 1.00 | 33件以下 | 23件以下 |
| 14203 安全で快適な交通環境の整備（警察本部） | 老朽化した信号制御機の更新数（累計） | 25基 | 56基 34基 | 0.29 | 88基 | 152基 |
| 14204 交通秩序の維持（警察本部） | 運転者のシートベルト着用率 | 96.6% | 97.9% 96.9% | 0.99 | 98.3% | 99.0% |

（単位：百万円）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 2,720 | 2,547 | 3,039 | | |
| 概算人件費 | | 91 | | | |
| （配置人員） | | （10人） | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県民指標「交通事故死者数」については、目標を達成することができませんでした。四季の交通安全運動などを中心に、全座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動や交通安全教育を展開し、交通事故死傷者数については平成27年より1,346人減少しましたが、自動二輪運転中、歩行中の事故死者数が34人から49人へと15人増加したこと等が要因となっています。死亡事故抑止のため、平成28年11月に16年ぶりとなる非常事態宣言の発令などに取り組んだ結果、平成28年11月から平成29年3月における自動二輪運転中、歩行中の事故死者数は、前年同期比で約半減（22人→12人）し、また、例年死亡事故が多発する12月の月間死者数は5人と、昭和30年に5人を記録して以来の一桁台となり、高い抑止効果が得られました。第10次三重県交通安全計画（平成28年度～平成32年度）をふまえ、歩行者や自転車利用者等の交通弱者等の事故防止に向け、広報啓発活動等の取組を効果的に行っていく必要があります。
- ②三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域において交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成および資質向上を推進し、交通安全教育の裾野

を広げることにより、人身事故が減少してきています。引き続き、親子で学ぶ環境づくりや教育内容の見直しなどにより、子どもや高齢者、歩行者や自転車利用者、さらには高齢運転者を対象とした交通安全教育の充実を図っていく必要があります。

- ③老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）の育成やその支援を行ったものの、高齢者の交通事故死亡者数は前年と同数の 52 人となり、依然として全体の半数以上を占めています。三重県交通安全研修センターとの連携による育成強化を図り、交通安全シルバーリーダーによる交通安全活動を実施していくとともに、平成 29 年 3 月施行された改正道路交通法による高齢運転者対策の強化に対応した取組を進める必要があります。
- ④飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着へ向けた教育および知識の普及に取り組むとともに、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知および相談等の取組を推進した結果、平成 28 年の飲酒運転による人身事故件数は 36 件（対前年比 8 件減）と過去最少となりました。「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、さらに取組を強化していく必要があります。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。その結果、平成 28 年中の子どもの交通人身事故については、181 件（対前年比 34 件減）と減少しました。引き続き、子どもの交通事故防止のため、効果的な交通安全教育・広報啓発活動を実施する必要があります。（交通安全アドバイザーによる子どもを対象とした交通安全教室実施回数：99 回、参加者数：8,071 人）
- ⑥交通の安全と円滑を図るため、信号機（12 基）を新設するとともに、老朽化した信号制御機（9 基）や信号柱（45 本）の更新、摩耗した横断歩道（286 本）の塗り替えを行うなど、交通安全施設の整備を推進しました。安全・安心な交通環境を実現するため、引き続き、老朽化した信号制御機・柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えなど、交通安全施設の整備を推進する必要があります。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた指導取締りを行いました。その結果、飲酒運転による交通人身事故は減少しましたが、飲酒運転による死亡事故が 1 件発生するなど飲酒運転の根絶には至らなかったほか、シートベルト着用率についても 96.9 パーセント（前年 96.6 パーセント）と前年より上昇したものの、目標値に達しなかったことから、交通指導取締りや関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を推進する必要があります。

平成 29 年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2466】

- ①三重県交通対策協議会を構成する 121 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な啓発活動を推進するとともに、近年問題になりつつある自転車の安全利用に向けた取組を検討します。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、交通安全教育機器を活用した効果的な教育内容・手法等の見直し・検討を常に行い、幼児から高齢者までの全ての県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化するとともに、遠隔地の高齢者に対する送迎バス（パークアンドライド）による研修を実施します。
- ③高齢者が交通事故防止に向けて、「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダーの育成、資質向上に取り組むと

ともに、高齢者宅への訪問活動による啓発を行うなど効果的な取組を推進していきます。また、高齢運転者の事故防止に向け、平成 29 年 3 月に施行された改正道路交通法をふまえ、自動車の運転に不安を持つ高齢運転者等が免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めていきます。

- ④「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着へ向けた教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ⑤交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機・柱、摩耗した横断歩道等の計画的な更新・塗り替えや、必要性・緊急性の高い場所に対する交通安全施設の整備を推進します。
- ⑦歩行者保護のための交差点関連違反や、飲酒運転などの悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、全座席でのシートベルト着用やチャイルドシートの正しい使用を推進します。

*「○」のついた項目は、平成 29 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 142 交通事故ゼロ、飲酒運転〇（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【表 1 人身事故件数等】

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 人身事故件数 | 10,155 件 | 9,804 件 | 8,100 件 | 7,169 件 | 6,038 件 |
| 死傷者数 | 13,328 人 | 12,979 人 | 10,829 人 | 9,604 人 | 8,258 人 |
| 死者数 | 95 人 | 94 人 | 112 人 | 87 人 | 100 人 |

【表 2 自動二輪車運転中、歩行中の死者数】

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------|------|------|------|------|------|
| 自動二輪 | 7 人 | 8 人 | 12 人 | 6 人 | 12 人 |
| 歩行中 | 31 人 | 33 人 | 36 人 | 28 人 | 37 人 |
| 計 | 38 人 | 41 人 | 48 人 | 34 人 | 49 人 |

【表 3 死者数に占める高齢者の割合】

| H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 50.5% (48/95) | 52.1% (49/94) | 50.9% (57/112) | 59.8% (52/87) | 52.0% (52/100) |

【表 4 高齢者の運転免許証返納件数】

| H25 | H26 | H27 | H28 | H29.1~3 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1,066 人 | 1,520 人 | 2,058 人 | 3,048 人 | 1,925 人 |

施策212

あらゆる分野における女性活躍の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

平成31年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|---|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標については、目標を達成できませんでしたが、96%の達成状況であったことや活動指標の達成状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|---|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------------|---|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合 | 39.4% | 41.4% 39.9% | 0.96 | 43.4% | | 47.4% |
| 目標項目の説明と平成29年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 「みえ県民意識調査」で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 | | | | | |
| 29年度目標値の考え方 | あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位5項目の平均である2ポイントの上昇をめざし、43.4%と設定しました。 | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | |
|-------------------------------|----------------------|-------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21201 政策・方針決定過程への女性の参画（環境生活部） | 県・市町の審議会等における女性委員の割合 | 26.5% | 27.2% 26.7% | 0.98 | 28.0% | | 29.4% |

| 基本事業 | 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|--|--|------------------------------------|------------------------------------|------------|------------------------------------|------------|-----------------------------------|
| | | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 21202 男女共同 参画に関する 意識の普及と 教育の推進 (環境生活部) | 男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満足 度 | | 新規参 加者数 321人 満足度 95.5% | 1.00 | 新規参 加者数 337人 満足度 97.0% | | 新規参 加者数 370人 満足度 100% |
| | | 新規参 加者数 300人 満足度 84.0% | 新規参 加者数 330人 満足度 98.8% | | | | |
| 21203 職業生活 等における女 性活躍の推進 (環境生活部) | 「女性の職業 生活における 活躍の推進に 関する法律」に 規定する事業 主行動計画等 の策定団体数 (累計) 創17 | | 140団体 | 1.00 | 184団体 | | 303団体 |
| | | 41団体 | 246団体 | | | | |
| 21204 性別に基 づく暴力等へ の取組 (環境生活部) | 性犯罪・性暴力 被害者支援制 度の周知のた めの協力団体 数 (累計) | | 12団体 | 1.00 | 24団体 | | 49団体 |
| | | — | 13団体 | | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 155 | 211 | 162 | | |
| 概算人件費 | | 173 | | | |
| (配置人員) | | (19人) | | | |

平成28年度の取組概要と成果、残された課題

- ①人口減少や少子高齢化の進展等、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じているため、平成23年3月に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画」の改定を行いました。今後は、改定計画を広く周知するとともに、総合的かつ計画的な男女共同参画施策の推進に向け、庁内への働きかけや進捗管理を図っていく必要があります。
- ②三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と連携を図り、県民のニーズに応じた課題解決型講座の実施などにより、新規参加者の増加や満足度の向上がみられました。しかし、「女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合」については、平成27年度より伸びているものの十分とは言い難く、また、男性よりも女性の実感が低いことから、女性のエンパワーメント*の向上に取り組むなど、引き続き、男女共同参画意識の普及・啓発を図っていく必要があります。
- ③伊勢志摩サミットにおいて「女性の活躍推進はG7の共通のゴール」と首脳宣言がまとめられたことを受け、「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに、国や民間企業等と連携した「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」を開催しました。今後は、発出された共同宣言の趣旨をふまえ、

開催成果を広く展開し根づかせていく必要があります。

また、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」への加入促進や女性活躍推進法に規定する事業主行動計画の周知等に取り組んだ結果、活動指標の大幅な伸びなど大きな成果を得ることができました。しかしながら、実際は女性のロールモデルが少ないなどの課題があり、女性活躍推進のさらなる機運醸成を図っていく必要があります。(創17)

- ④「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、出前講座や広報啓発カードの配布、ポスターによる啓発活動を行い、性暴力等被害者専門の相談窓口として認知度の向上に取り組みました。最近では、被害直後から比較的早い段階での相談者が増えるなど、真に安心して相談できる窓口として認識され、また、スムーズな連携体制で運用されてきていると考えられます。今後も引き続き、効果的な普及啓発を行い、社会的認知度を高めて行く必要があります。
- ⑤DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第4次計画)」の進捗状況の確認や情報共有を行うとともに、第5次計画を策定しました。今後も、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発や被害者支援を一層推進する必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」の策定を受け、あらゆる分野における女性活躍の推進をめざし、各関係部局と共に計画の着実な実行をめざすとともに、市町に対しては、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。また、女性や外国人、障がい者をはじめとする多様な人々が社会参画し、活躍できるダイバーシティ*社会の実現に向けて、全庁的な横断組織である「ダイバーシティ社会推進本部(仮称)」を設置するとともに、推進方針の策定等に取り組みます。
- ②三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報誌等による情報発信、各種セミナー等による研修・学習、フォーラム等による参画・交流、電話相談や調査研究を行い、引き続き密接な連携のもと、男女共同参画意識の一層の普及・啓発を図ります。
- ③「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」の開催成果を広く展開し根づかせていく必要があることから、共同宣言の趣旨をふまえ、女性の活躍につながるアワードを開催し、さまざまな分野における女性人材の掘り起しやスキルアップ等を行い、女性活躍のロールモデル創出に取り組みます。また、「女性の大活躍推進三重県会議」の活動に引き続き取り組み、女性活躍推進の機運醸成をより一層図っていきます。(創17)
- ④性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談者の心身の早期回復などが図れるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。また、さまざまな関係機関の協力を得ながら、さらに「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度を高めていきます。
- ⑤「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれない相談を行えるよう、民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

*「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの基本的な取組方向の番号を示しています。

施策213

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

平成31年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

| | | | |
|----------|----------------|------|--|
| 進展度 * | B (ある程度進んだ) | 判断理由 | 県民指標はほぼ目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。 |
|----------|----------------|------|--|

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

| 県民指標 | | | | | | |
|-------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 目標項目 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
| | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| 多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合 | 29.1% | 30.1% | 0.99 | 31.1% | | 33.1% |
| | | 30.0% | | | | |
| 目標項目の説明と平成29年度目標値の考え方 | | | | | | |
| 目標項目の説明 | 「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合 | | | | | |
| 29年度目標値の考え方 | 多文化共生に係る取組を通じ、県民の皆さんの意識の向上を図り、過去（第1回～第4回）の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均伸び率を上回る毎年1ポイント、4年間で4ポイント増加させることをめざし、平成29年度の目標値を31.1%と設定しました | | | | | |

| 活動指標 | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|---------------------------------------|--|--|--------------------------|------------|------------|------------|
| 基本事業 | 目標項目 | 現状値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 |
| | | 21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援 (環境生活部) | 多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 | | 98.5% | 0.99 |
| | 医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計) | 97.9% | 98.4% | | | |
| | | | 7機関 | 0.00 | 8機関 | 10機関 |
| | | 6機関 | 6機関 | | | |
| 21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援 (教育委員会) | 日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合 | | 100% | | 100% | 100% |
| | | 94.9% | 5月末頃判明予定 | | | |

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額等 | 112 | 95 | 99 | | |
| 概算人件費 | | 91 | | | |
| (配置人員) | | (10人) | | | |

平成28年度の実績概要と成果、残された課題

①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組みました。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みました。

多文化共生社会づくりをより一層進めるためには、憲章セミナー等を通じ、関係団体等にしっかり働きかける必要があります。

②多文化共生の社会づくりに向けて、外国人住民等への多様な情報や、文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に努めました。また、外国人住民等が地域社会の担い手となるために必要な情報の多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)での提供や日本語指導ボランティアの育成に取り組んだほか、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催しました。

人口減少や高齢化により地域の活力の低下が懸念される中、外国人住民には労働力のみではなく、地域社会の担い手(アクティブ・シチズン)としての活躍が期待されますが、日本人と外国人が交流する機会がまだまだ少なく、意識の面で活躍できる環境が整っているとは言えず、県民意識調査の結果「わからない」と答えた方が約3割となるなど、県民指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」については、目標をわずかに達成できませんでした。また、外国人住民においても、地域の取組を知らなかったり、地域社会に参画する方法が分からなかったりすることなどから、積極的に参画していない状況です。

③市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、多言語による相談窓口の設置(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、タイ語、英語)、医療通訳の育成のための研修の実施(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語)、災害時の外国人住民等への支援体制の

整備、消費者被害防止のための研修会の開催等に取り組みました。

県内の外国人住民は定住傾向にあることから、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。外国人住民が安心して地域社会の一員として活躍することができるよう、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組む必要があります。

- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校では、外国人児童生徒巡回相談員を在籍状況等に応じて計画的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校では、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行いました。引き続き、県内における外国人児童生徒の在籍状況等を把握し、外国人児童生徒に対する教育の充実を図るための支援を行っていく必要があります。
- ⑤小中学校では、県内5か所で開催した研修会等において、日本語指導と教科指導の統合をめざした授業の効果的な指導事例の普及・活用の推進に取り組みました。高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒支援のための研修会を計3回実施しました。第3回の研修会では、小・中・高等学校の連携を図るため、日本語指導と教科指導を統合した授業にかかる指導方法等について、中・高等学校の実践交流を行いました。また、平成27年度4市で試行的に行っている調査票による引継ぎを平成28年度は3地域の中学校に拡充を図りました。今後も、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒の指導の状況を円滑に引き継ぐため、関係機関との連携を強化する必要があります。

平成29年度の取組方向

【環境生活部 次長 富田 康成 電話：059-224-2468】

- ①「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組みます。ダイバーシティ*という新たな観点から関係部局と連携して取り組むことで、多文化共生社会づくりをより一層進めます。また、県内から海外の大学へ留学する留学生や県内の大学等に在籍する外国人留学生等に対して奨学金を給付するなど多文化共生社会づくりに資する人材の育成に取り組みます。
- ②外国人住民等が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを開催します。また、伊勢志摩サミットの成果を次世代育成につなげるため、外国人住民による国際理解事業に取り組みます。
- ③外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常生活支援を行う体制が整ってきていることから、広域で解決すべき、医療通訳の計画的な育成や防災意識の向上、新たな課題である消費者被害の防止などについて、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- ④外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高等学校においては、外国人生徒支援専門員を拠点校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。
- ⑤外国人児童生徒教育の研修会等において、JSLカリキュラム*にかかる実践事例の成果の普及・活用を進めます。また、小・中・高等学校の円滑な引継ぎ等について協議を行い、実施の拡充を図ります。

*「○」のついた項目は、平成29年度に特に注力するポイントを示しています。

ダイバーシティ社会推進の取組について

1. 現状

- ・企業においては、女性をはじめ多様な人材の活躍により、少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める、経営戦略としてのダイバーシティ経営が注目されている。
- ・一方で、性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる、ダイバーシティの考え方は、企業のみならず、個人や社会においても極めて重要な考え方である。
- ・県としては、ダイバーシティ社会の推進にあたり、女性、高齢者、障がい者、外国人などの社会参画・活躍に関して、それぞれの分野で個別の計画や指針などを策定し、具体的な施策を講じているところである。
- ・昨年11月に発表した「伊勢志摩サミット三重県民宣言」において、「4つの決意」の1つとして「自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、さまざまな国のさまざまな立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にします。」と掲げ、ダイバーシティ社会の実現を決意したところである。
- ・「第6回みえ県民意識調査」（平成29年1月～2月）の結果について、「性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できている」の項目は、「感じない」と「どちらかといえば感じない」の合計が55.5%である。

2. 取組内容

(1) ダイバーシティの考え方

- ・ダイバーシティをより取り入れることで、個人も組織、社会も次の観点（※ア～カ）から、ステップアップできるものとする。

※ア) 多様性を認め合い、支え合う・包摂する

イ) 異なることに価値を見出すことで世界観や価値観が広がる

カ) 多様性が融合する、掛け合わされることでイノベーションが起こる

- ・ダイバーシティを「違うことを価値と認め合い、共に生きることで、個人も組織、社会にもプラスになる」との『プラス思考』として捉える。

(2) 取組方向

- ・これまでの歴史の中で「多様性への寛容や交流」を実践してきた三重だからこそ、ダイバーシティを『プラス思考』として、ダイバーシティ社会の実現に向けて強力に取り組んでいくという気運・意識醸成（『ダイバーシティの風を三重から起こす(仮称)』）を図っていく。県民の皆さんとダイバーシティ先進県をめざす。

(3) 具体的な取組

①ダイバーシティ社会推進方針（仮称）の策定

- ・三重県におけるダイバーシティ社会実現に向けた推進の考え方を示す。
例えば、県の姿勢や、事例的に主な推進項目を記載することを想定。
なお、各分野における計画や方針、具体的な取組は個別計画等による。
- ・作成過程においてさまざまなご意見をお聞きするプロセス重視で策定する。

②ダイバーシティ社会推進本部（仮称）の設置・運営

- ・全部局長等を構成員とする庁内横断的な組織を設置する。
- ・推進方針（仮称）を検討、策定する。
- ・分野間の連携強化、情報共有などにより、施策の一層の推進を図る。

③ダイバーシティ社会推進度指標（仮称）の研究

- ・客観的な進展度を計るための指標を検討、研究する。

3. 年間スケジュール（予定）

- 4月 本部立ち上げ
- 5月 第1回本部会議
 - ・推進の進め方
- 8月 第2回本部会議
 - ・推進方針（仮称）の方向性
- 11月 第3回本部会議
 - ・推進方針（仮称）（案）
- 12月 推進方針（仮称）の策定・公表

4. 推進体制

①ダイバーシティ社会推進本部（仮称）

| | |
|------|--------------|
| 本部長 | 知事 |
| 副本部長 | 両副知事、危機管理統括監 |
| 本部員 | 各部局長等 |

② 推進本部には各部局主管課課長等で構成する幹事会を置く。

③ 主要な関係課との議論の場の設置を検討する。

④ 推進方針（仮称）の検討にあたっては、有識者をはじめ市町、団体、企業、県民のさまざまなご意見をお聞きするよう工夫する。